

令和6年度 苫小牧市民文化芸術振興助成事業 募集のお知らせ

苫小牧市民文化芸術振興条例に基づき、令和6年度に文化芸術振興のため広く市民を対象として開催される事業を行う、市民・団体などに事業費の一部を助成します。

※令和6年4月から令和7年3月までに行う事業が対象です。

募集期間：令和6年2月1日（木）～2月29日（木）

●対象者

市内に活動の本拠がある市民及び団体（主催者が企業の場合は対象外）

●対象事業

広く市民を対象とし、本市の文化芸術に著しく寄与する活動で次のもの

【自主的な創作発表事業】

- ①合唱、管弦楽、吹奏楽、ピアノなどの音楽発表事業
- ②ミュージカル、舞台劇、野外劇、人形劇などの演劇発表事業
- ③バレエ、ダンスなどの舞踊発表事業
- ④絵画、書、工芸、陶芸などの美術発表事業
- ⑤俳句、短歌、川柳、小説、詩などの文芸発表事業
- ⑥郷土芸能発表事業

【自主的な鑑賞提供事業】

- ①合唱、管弦楽、吹奏楽、ピアノなどの音楽鑑賞事業
- ②ミュージカル、舞台劇、野外劇、人形劇などの演劇鑑賞事業
- ③バレエ、ダンスなどの舞踊鑑賞事業
- ④絵画、書、工芸、陶芸などの美術鑑賞事業
- ⑤俳句、短歌、川柳、小説、詩などの文芸鑑賞事業
- ⑥映画、落語などの芸術鑑賞事業

【講演会、研究会等開催事業】

- ①郷土の歴史などに関する講演会
- ②生活文化*などに関する研究会

*生活文化～茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化（文化芸術基本法に規定）

●助成金額

対象となる経費から、入場料や広告料などの収入を差し引いた額の50パーセント以内の額で、50万円を限度として予算の範囲内で助成します。（対象経費は裏面参照）

助成金額 = (助成対象経費 - 入場料・広告料などの収入) × 50% (1万円未満切捨・50万円限度)

●助成の対象とならない事業

- ①年間活動運営事業
- ②営利を目的とする事業
- ③政治的または宗教的な普及宣伝活動
- ④暴力団の利益となる事業
- ⑤特定の会員に限定した事業
- ⑥個人的な出版事業
- ⑦市又は教育委員会から他の補助金又は会場使用料の免除を受ける事業
- ⑧学校における部活動または企業などの団体が行う部活動、サークル活動など
- ⑨いわゆる教授所、教室が開催する稽古ごと、習いごとのおさらい会、発表会など

●申し込み方法

交付要望計画書に以下の書類を添付し、募集期間内に生涯学習課へ提出してください。

・団体の場合は、規約又は会則と、会員等の名簿をあわせて提出。

※様式は、市ホームページよりダウンロードできます。（生涯学習課でも配布）⇒



【申込・問合せ先】苫小牧市教育委員会 生涯学習課（電話）0144-32-6752
苫小牧市役所第2庁舎2階

● 助成対象経費

項目	内容
会場・舞台費	公演当日（本番前のリハーサル・ゲネプロ）会場使用料(付帯設備費を含む)、大道具費、小道具費、衣裳費、かつら費、履物費、美粧費、照明費、音響費、効果費、道具運搬費、楽器運搬費、会場設営費・撤去費等
創作・展示・発表費	展示工作費・撤去費、創作材料費、説明パネル、展示台、ディスプレイ、スポット、作品借上げ料、作品運搬費、作品梱包費等
出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、俳優等出演料等(ゲスト出演等の場合)
音楽・文芸費	作曲料、編曲料、作詞料、調律料、楽器借料、写譜料、楽譜製作料、演出料、監修料、振付料、舞台監督料、デザイン料、脚本料、台本料、訳詞料、著作権使用料、講習料等
謝金・通信費・旅費	編集謝金、原稿執筆謝金、翻訳謝金、会場整理員賃金、通信連絡費、交通費、宿泊費、日当等（苫小牧市旅費規程の範囲内） ※交通費は原則公共交通機関（実費）、タクシーは認めない
宣伝・印刷費	入場券販売手数料、広告宣伝費(新聞等)、立て看板、チラシ・ポスター印刷費、入場券印刷費、台本印刷費、プログラム及び図録・資料等の印刷費(無料配布する場合)等
保険費	レクリエーション保険料、楽器等の運搬に係る保険料等

※補助対象外経費 公演等に直接的な経費とならないものについては全て対象外

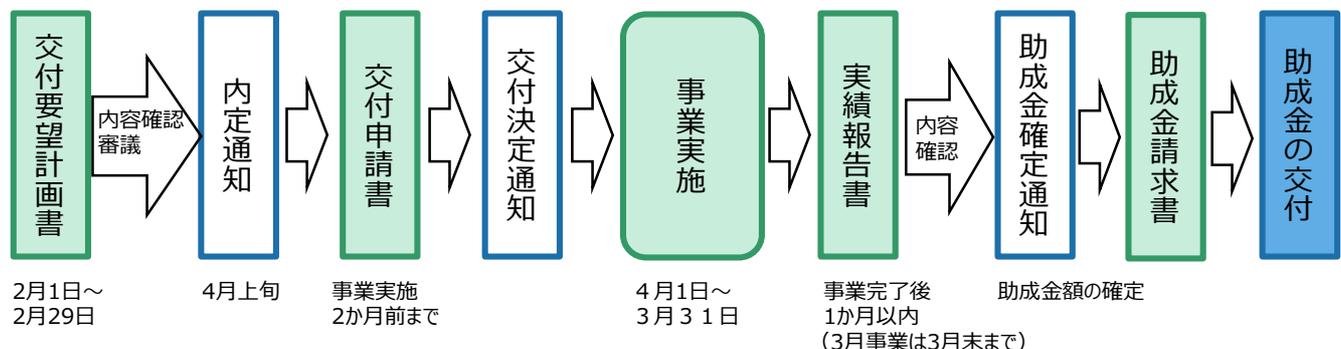
- ・主催団体の会員に支払われる経費（賃金、謝金、手数料、委託料、交通費等）
- ・主催団体の通常活動と一体と判断される経費
（消耗品、ダイレクトメールなど特定の個人宛の郵便料、当日のリハーサル・ゲネプロ以外の練習会場使用料等）
- ・事業終了後に主催団体又は個人の所有になる備品等の購入費（楽器、楽譜、衣裳、事務機器、什器等）
- ・食糧費
- ・出演者などに対する花束やお土産など、謝金とは別に謝意を表すものの経費
- ・有料配布するプログラム・パンフレット印刷費等

● 助成金の交付について

「交付要望計画書」について、苫小牧市民文化芸術審議会で内容を審議し、4月上旬までに結果を通知します。

【 助成事業として内定した場合】

- ・4月上旬までに助成金内定額を通知します。（この額が助成額の上限であり、実際の交付額は事業終了後に提出された「実績報告書」等を基に確定し、収支状況によっては減額となる場合があります。）
- ・内定後に「交付申請書」を提出してください。また、事業終了後1か月以内に「実績報告書」を提出していただき、審査を行った上で交付します。
- ・ポスター、チラシ、刊行物等には、必ず「**苫小牧市民文化芸術振興助成事業**」と表示してください。



◎ 申請にあたっては、「苫小牧市民文化芸術振興助成金交付要綱」、「苫小牧市文化芸術振興助成金要綱取り扱いに係る留意事項」、「交付申請書等の記入要領」を必ずお読みください。